

平成29年9月25日

都 市 局

まちづくり推進課

**民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（二次募集）の実施事業者を決定  
～民間主体によるまちづくりを推進します～**

国土交通省は、平成29年度民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（二次募集）の実施事業者として、社会実験・実証事業等1者、普及啓発事業2者を決定しました。

本事業は、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等や、民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業に対して助成を行う事業です。

今回の二次募集では、平成29年7月14日から8月4日までの公募受付を行い、5者から応募のあった提案内容の中から、外部有識者からなる審査委員会における審査を踏まえ、社会実験・実証事業等の実施事業者1者、普及啓発事業の実施事業者2者を決定しました。

実施事業者が取り組む事業の概要については下記を、審査委員会の名簿や実施事業者の一覧については別紙を、それぞれご参照ください。

**【社会実験・実証事業等】**

事業者名	事業内容
一般財団法人 柏市みどりの基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏市と官民連携まちづくりに向けた協定を結び、民間主導のまちづくりを推進</li> <li>・ 公園内にオープンカフェを設置し、地域のにぎわいを創出</li> <li>・ 協定地区内の複数の公園で一体的なエリアマネジメントを実施</li> </ul>

**【普及啓発事業】**

事業者名	事業内容
S D M（ストックデザイン&マネジメント）共同企業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州を拠点に、地域資源を活用した民間まちづくり人材の教育プログラムを実践</li> <li>・ まちづくり会社を含む共同企業体として、地域伴走型の実践的なワークショップを開催し、全国への普及を展開</li> </ul>
株式会社 リノベリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リノベーションまちづくりの普及啓発を目的とした全国の実践者によるカンファレンス（和歌山市内）の実施及びその全国発信</li> </ul>

（参考）過去の取組事例など官民連携のまちづくりについては、下記 URL をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

**【問い合わせ先】**

国土交通省都市局まちづくり推進課 橋口、峯岸（内線 32543・32575・32562）

Tel: 03-5253-8111(代表) 03-5253-8407(直通) FAX: 03-5253-1589

<別紙>

1. 審査委員会名簿

委員会名称 まちづくり法人表彰等審査委員会

委員長 奥野 信宏 名古屋都市センター長

委員 小林 賢弘 株式会社日本政策投資銀行地域企画部課長

佐藤 滋 早稲田大学研究院教授

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授 (敬称略、五十音順)

2. 実施事業者一覧

名称	代表者	住所
一般財団法人 柏市みどりの基金	代表理事 柴田 均	柏市呼塚新田 204-2
SDM (ストックデザイン&マネジメント) 共同企業体：下記の3事業者による共同企業体		
(代表)一般社団法人リノベーションまちづくりセンター	代表理事 徳田 光弘	北九州市小倉北区魚町 3-3-20
株式会社スペースRデザイン	代表取締役 吉原 勝己	福岡市中央区大名 2-8-18
株式会社油津応援団	代表取締役 黒田 泰裕	宮崎県日南市岩崎 3-7-32
株式会社リノベリング	代表取締役 嶋田 洋平	東京都豊島区南池袋 2-5-5 関口 TS ビル

# 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

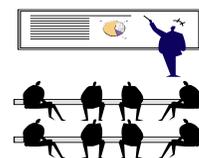
先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに地域活力の向上等を図る。

## 普及啓発事業

先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

【定額補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（これらを構成員とするJVも含む。）



＜オリエンテーション&座学＞  
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ/ワークショップ＞  
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

## 社会実験・実証事業等

都市利便増進協定、歩行者経路協定、又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設の整備・活用

- ・協定等に基づく広場の整備、通路舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備 等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

【直接補助】 都市再生推進法人  
補助率： 1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・空き地・空き店舗等の活用促進
- ・地域の快適性・利便性の維持向上
- ・地域のPR・広報 等

【直接補助】 都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会  
補助率： 1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

【間接補助】 民間事業者等  
補助率： 1/3以内(かつ、地方公共団体負担額の1/2以内)



取組み以前



オープンカフェ開設後

協定に基づくオープンカフェ等の都市利便増進施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)